

# 神奈川県川崎競馬組合職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例

(平成 12 年 4 月 1 日条例第 9 号)  
改正 (平成 13 年 4 月 1 日条例第 2 号)  
改正 (平成 16 年 2 月 16 日条例第 1 号)  
改正 (令和 2 年 2 月 25 日条例第 4 号)

## (趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項の規定に基づき、神奈川県川崎競馬組合職員（神奈川県及び川崎市との間で協定した「派遣職員の取扱いに関する協定書」に基づき派遣する職員及び地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に掲げる会計年度任用職員、以下「職員」という。）の給与及び同項第 1 号に掲げる職員の通勤に要する費用の弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

## (給与及び費用弁償)

第 2 条 職員（川崎市から派遣された職員を除く。）の給与及び地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員の通勤に要する費用の弁償については、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和 32 年神奈川県条例第 52 号。以下「条例」という。）の規定の例による。

2 川崎市から派遣された職員の給与については、川崎市職員の給与に関する条例（昭和 32 年川崎市条例第 29 号）の規定の例による。ただし、給与の支給定日は、条例の規定の例による。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。  
ただし、第 3 条第 2 号については、平成 13 年度・14 年度は日額 1,000 円に日額 200 円を付加手当として加算して支給する。

## 附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める部分及び第 3 条を削る改正規定は、公布の日から施行する。